

(仮称)ファッションセンターしまむら北名古屋沖村店

大規模小売店舗立地法第9条第1項関係チェックリスト

1 概要

令和6年4月16日付けで県から通知した法第8条第4項に基づく「県意見」に対して、6月10日付けで設置者から「届出事項を変更しない旨の通知」(同条第7項)が提出された。については、法第9条第1項に基づく「勧告」をするか否かを審議する。

2 法第5条第1項届出の内容

届出年月日	令和5年9月20日		
店舗	店舗名称	(仮称)ファッションセンターしまむら北名古屋沖村店	
	店舗所在地	愛知県北名古屋市北名古屋沖村西部土地区画整理事業12街区4 外	
設置者	名称	株式会社しまむら	
	代表者	代表取締役 鈴木 誠	
	住所	埼玉県さいたま市大宮区北袋町一丁目602番1号	
	その他	なし	
小売業者	名称	株式会社しまむら	
	代表者	代表取締役 鈴木 誠	
	住所	埼玉県さいたま市大宮区北袋町一丁目602番1号	
	その他	なし	
店舗面積	1,312 m ²		
施設の配置	駐車場	位置	添付平面図兼配置図のとおり
		台数	50 台 (指針台数: 50 台)
	駐輪場	位置	添付平面図兼配置図のとおり
		台数	7台(届出上。図面では10台)
	荷捌施設	位置	添付平面図兼配置図のとおり
		面積	35.1 m ²
廃棄物 保管施設	位置	添付平面図兼配置図のとおり	
	容量	15.55 m ³	
施設の運営	営業時間	開店	午前10時
		閉店	午後8時
	駐車場利用時間帯	午前9時30分から午後8時30分まで	
	駐車場出入口	数	3箇所
		位置	添付平面図兼配置図のとおり
荷捌時間帯	24時間		
新設する日	令和6年5月21日		

3 参考事項

敷地面積	3,551 m ²		
建築面積	1,550 m ²		
延床面積	1,469 m ²		
業態	衣料品専門店		
用途地域	工業地域	—	—
備考	令和6年4月16日 法第8条第4項に基づき県の意見を通知 令和6年6月10日 株式会社しまむらから法第8条第7項に基づき届出事項を変更しない旨の通知受理		

(仮称)ファッションセンターしまむら北名古屋沖村店

(参考)夜間における騒音ごとの予測

A 商工系地域で周囲50m以内に学校、保育所、病院、患者収容施設を有する診療所、図書館、特別養護老人ホームの有無		有			
B 工業地域で住居系地域との境界線を50m以内に有するか否か		有			
上記A・Bの具体的内容 敷地北側・東側が住居系地域である。					
		北 (a)	東 (b)	南 (c)	西 (d)
用途地域		工業地域	工業地域	工業地域	工業地域
基準値を5dB減ずる要因		あり	あり	あり	あり
基準値		55dB	55dB	55dB	55dB
設置者	定常騒音の騒音レベル	17.3dB	16.3dB	22.1dB	18.8dB
	評価	○	○	○	○
	変動騒音と衝撃騒音の騒音レベルの最大値	78.4dB	48.1dB	64.5dB	60.6dB
県	評価	×	○	×	×
	定常騒音の騒音レベル検証	妥当	妥当	妥当	妥当
	変動騒音と衝撃騒音の騒音レベルの最大値検証	-	妥当	-	-

		北 (A)	南 (C')	西 (D)
用途地域		第1種低層住居専用地域	工業地域	工業地域
基準値を5dB減ずる要因		なし	なし	あり
基準値		40dB	60dB	55dB
設置者	定常騒音の騒音レベル	-	-	-
	評価	-	-	-
	変動騒音と衝撃騒音の騒音レベルの最大値	46.6dB	55.4dB	59.8dB → 53.8dB
県	評価	×	○	×
	定常騒音の騒音レベル検証	-	-	-
	変動騒音と衝撃騒音の騒音レベルの最大値検証	×	妥当	×

(参考)北名古屋市の意見及び設置者の対応

北名古屋市の意見概要	設置者の対応
<p>(1) 駐車需要の充足等交通に係る事項</p> <p>説明会や担当課への住民意見が複数回出ているため、来店車両や搬入車両の入出庫は、主要地方道春日井稲沢線側からとし、チラシ・HP・場内看板等により経路を誘導してください。来店車両や搬入車両の入出庫が南側の生活道路とならないように、案内看板の設置や交通誘導員による誘導を行う等の対策を講じてください。</p>	<p>来店車両の主要な来退店経路及び搬入車両の入出庫経路を計画地北側の主要地方道春日井稲沢線とするために、チラシや場内への表示により周知いたします。西方面からの来店車両の誘導につきましては、広域案内看板の設置を検討いたします。オープン時や繁忙期におきましては、交通整理員の配置により主要地方道春日井稲沢線からの入出庫を誘導いたします。</p> <p>また、出入口に停止線の路面表示を行うとともに、視認性を確保することで、交通安全に配慮いたします。</p> <p>開店後、周辺道路に影響を与える場合は、対応を検討いたします。</p>

(仮称)ファッションセンターしまむら北名古屋沖村店

(参考)法第8条第4項に基づく県の意見に至った経緯

県の意見に至った考え方

○交通に関すること

審議会において、計画地南側の出入口No.3については、「店舗南方面の近隣住民の来退店及び従業員の退勤時における利用のために必要である」と設置者より説明があった。しかしながら、計画地の南側及び南西側については、現状、住居の立地件数は少なく、用途地域も工業地域であることから今後も大きく増加する可能性は低い。また、南東側の第一種住居地域の住民に関しては、計画地北側の出入口の利用が容易である。よって、店舗南方面の住民の出入口No.3の利用頻度はそれほど高くないものと考えられる。さらに、従業員の退勤時における利用に関しては、営業時間外に出入口No.3を利用できれば差し支えないため、営業時間内に常時開放する必要はない。以上のことから、出入口No.3の必要性が十分に示されたとは言い難い。加えて、南側の生活道路の安全対策に関する市長意見も提出されており、審議会でも複数の委員から同様の指摘を受けていることを踏まえ、県としては、設置者に対して、意見を述べるのが妥当であると考えた。

○騒音に関すること

当該届出における騒音予測評価については、夜間の荷さばき車両走行音に関して、敷地北側出入口付近の地点a、敷地南側出入口付近の地点c及び敷地西側の地点dにおける騒音レベルの最大値が規制基準値を超過している。そのため、各地点から近接して立地する保全対象側地点においても予測評価が行われているが、地点cの保全対象側地点における最大値は規制基準値を満たす結果となったものの、地点a及び地点dの各保全対象側地点における最大値は依然として規制基準値を超過したままである。県としては、届出前の段階から設置者に対し、夜間の荷さばき車両走行音が周辺環境に与える影響を明確にするため、最大値が規制基準値を超過している敷地境界の予測地点において現況騒音の実測調査を行うよう求めているが、設置者は未だ調査を実施していない。その一方で、地点dについては、敷地内における荷さばき車両の走行経路を見直すことにより、規制基準値を満たす対応策が設置者から示されたものの、地点aについては、騒音を抑制するための対応策は示されていない。以上のことから、県としては、当該届出においては騒音予測評価が十分になされておらず、周辺地域の生活環境への影響が明確にされていないものと判断し、設置者に対して意見を述べるのが妥当であると考えた。



県の意見 (令和6年4月16日付けで設置者に通知済み)

○交通に関すること

計画地南側の出入口について、設置の必要性を改めて示すとともに、その運用に関しては、出入口の閉鎖、状況に応じた利用制限、出入口付近における注意喚起看板の設置等の具体的方策により、南側の生活道路への安全対策を講じること。

○騒音に関すること

夜間における荷さばき車両の走行音が周辺環境に与える影響を明確にするため、現況騒音の実測調査を行い予測値との比較を行うこと。その結果、予測値が現況騒音を上回る場合は、荷さばきを行う時間帯の見直しや遮音壁の設置等、具体的な騒音低減措置を講じること。

(仮称)ファッションセンターしまむら北名古屋沖村店

設置者からの令和6年6月10日付け「届出事項を変更しない旨の通知」に対して

北名古屋市の意見概要	対応
意見なし	—

県の勧告案

勧告を要しない

県の勧告案に至る考え方

交通に関することについては、出入口の閉鎖や、状況に応じた利用制限まではなされないものの、注意喚起看板の設置や毎週のチラシによる経路案内周知など一定の安全対策が講じられている。

また、騒音に関することについても、現況騒音の実測調査結果から予測値を上回ることが確認されたため、店舗の運営に起因する騒音が周囲に与える影響は小さいものと考えられる。

以上のことから、設置者の対応は県の述べた意見を概ね適正に反映しており、かつ大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境に著しい悪影響を及ぼす事態の発生を回避することが困難であるとは認められないものと考えられる。